長泉町議会議会報告会実施要綱

|  |
| --- |
| （平成２５年６月５日全員協議会制定） |

（趣旨）

第１条　この要綱は、議会活動への町民参加の推進や情報公開の徹底により、わかりやすく開かれた議会運営を推進することを目的とした議会報告会の実施について必要な事項を定めるものとする。

（開催時期等）

第２条　議会報告会の開催時期等は、長泉町議会広報広聴常任委員会（以下「委員会」という。）で決定するものとする。

（報告）

第３条　議会報告会で報告する事項は、次のとおりとする。

⑴　議会活動の状況（主な議案の審議状況等）

⑵　その他重要と思われる事項

（役割分担等）

第４条　委員会は班編成や人員を決定し、議会報告会における司会進行、記録等の役割分担は、当該班ごとに協議して決定する。

２　班に代表者（以下「班長」という）を置き、班長は構成員の互選によって決定する。

（周知）

第５条　議会報告会の町民への周知は、広報ながいずみ、議会だより及び町ホームページ等により行うものとする。

（次第）

第６条　議会報告会は90分程度とし、次第は以下のとおりとする。

⑴　開会

⑵　議会報告

⑶　質疑応答

⑷　意見交換

⑸　閉会

（資料）

第７条　議会報告会での配布資料は共通資料とし、委員会が作成するものとする。

（結果の公表等）

第８条　議会報告会の結果は、記録者において別記様式の議会報告会実施報告書に要点記録し、班長が議長に提出する。

２　前項の記録は、原則として町ホームページに掲載するほか、概要を議会だよりで公表する。

３　町政に対する意見等で重要なものは、委員会で協議のうえ、議長が取りまとめ町長に報告する。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項等は、委員会で協議し決定する。

附　則

この要綱は、平成25年９月23日から施行する。